

令和8年3月

お客さま各位

半田信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

現在、政府による「手形・小切手の全面的な電子化」の方針を受け、産業界・金融界が連携して2026年度末（2027年3月31日）までに、「手形・小切手の利用廃止に向けた取組」を行っています。

また、2027年(令和9年)3月末をもって電子交換所における手形等の交換が終了します。この状況を踏まえ、当金庫は令和7年6月に、令和8年3月31日をもって「手形・小切手帳の発行受付終了」を公表していました。

そこで、2026年4月1日より下記の取扱いを実施いたします。

記

実施内容

〔2026年4月1日から実施する内容〕

1. 「預金払戻請求書による当座預金出金の取扱い開始」

※小切手を使用せずに、当座預金からの払戻しができます。

現在、手形・小切手をご利用中のお客さまにおかれましては、早期に電子的決済サービス〔でんさい（電子記録債権）サービス〕や〔インターネットバンキング〕への切り替えをご検討いただきますようお願いいたします。

以上